

## 香川県条例第1号

### 香川県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律等に基づき知事が設置する標識の寸法に関する条例

#### (趣旨)

第1条 この条例は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第15条第14項ただし書（同法第28条第9項及び第29条第4項において準用する場合を含む。）及び第34条第7項（同法第35条第12項において準用する場合を含む。）並びに鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第37条第2項ただし書の規定により条例で定める標識の寸法について、必要な事項を定めるものとする。

#### (標識の寸法)

第2条 次の表の左欄に掲げる制札（支柱の部分を除く。以下同じ。）の寸法は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。ただし、既存の工作物を利用して効果的に制札を設置することができる場合であって、当該制札を容易に視認できるときの当該制札の寸法については、この限りでない。

指定獣法禁止区域を表示する制札（指定獣法禁止区域である旨を表記する部分に限る。）又は休獣区若しくは特定獣具使用制限区域を表示する制札	1辺30センチメートル以上
鳥獣保護区、特別保護地区又は特定獣具使用禁止区域を表示する制札	縦36センチメートル以上、横45センチメートル以上
特別保護指定区域を表示する制札	縦70センチメートル以上、横90センチメートル以上

2 次の表の左欄に掲げる標柱の寸法は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

鳥獣保護区、特別保護地区又は特定獣具使用禁止区域を表示する標柱	地上200センチメートル以上、太さ1辺9センチメートル以上
休獣区を表示する標柱	地上120センチメートル以上、太さ1辺9センチメートル以上

#### (委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、標識の寸法について必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。